

決裁 区分	市長	副市長	課長	課長 補佐	係長	事務 主任	点検者	合議	公印 使用	発送

様式第1号(第3条関係)

補助金等交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、小千谷市補助金等交付規則により、次のとおり申請します。

年 月 日

小千谷市長 あて

(年度)

1 申請者	住 所				
	氏 名 (名称、代表者)	電話() ー			
2 補助事業の名称	小千谷市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金				
3 補助事業の目的					
4 補助事業の内容					
5 交付申請額	円	6 完了予定年月日	年 月 日		
7 交付申請額の 算出基礎					
8 補助事業費の内訳	収 入		支 出		
	項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	説 明
	市 補 助 金				
	計		計		
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()				

交付・不交付の決定調書(申請者は、以下記入しないでください。)

1 補助金等の名称 及び予算科目	補助金等の名称		小千谷市空き家活用のための家財道具等処分支 援事業補助金						
	会計	事業No.	款	項	目	節	細節	細々節	予算残額 (本件執行伺い 前の金額)
									円
2 交付決定額	円 (事業に要する経費 円)								
3 補助金等交付決定 の根拠等									
4 不交付の場合その 理由									
5 期限付(サンセッ ト)事業	<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。 本事業が期限付事業である場合は、次の点に留意すること。 ア この補助事業期間は 年度から 年度までとする。 イ アの期間中であっても、諸般の事情により協議のうえ本事業を終了することがある。								
6 交付条件	(1) 補助金等決定の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる補助金等交付申請書記載のとおりであること。 (2) 次の場合は、速やかに報告し、市長の承認を受けること。 ア 補助事業の内容の全部又は一部を変更するとき。 イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。 ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合 (3) 小千谷市補助金等交付規則の規定を遵守すること。 (4) その他								